

平成19年9月7日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員)

- | | | |
|-----|----|-----|
| 1番 | 南 | 政夫 |
| 2番 | 橘 | 照茂 |
| 3番 | 下池 | 外巳造 |
| 4番 | 須磨 | 隆正 |
| 5番 | 越後 | 敏明 |
| 6番 | 田中 | 正文 |
| 7番 | 寺岡 | 真貴子 |
| 8番 | 富澤 | 軒康 |
| 9番 | 櫻井 | 俊一 |
| 10番 | 林 | 一夫 |
| 11番 | 松浦 | 恒義 |
| 12番 | 戸坂 | 忠寸計 |
| 13番 | 小田 | 芳治 |
| 14番 | 辻 | 武美 |
| 15番 | 久木 | 拓栄 |
| 16番 | 木村 | 正男 |
| 17番 | 山本 | 辰榮 |
| 18番 | 稲村 | 幸雄 |

(議案説明のため出席した者の職氏名)

- | | |
|--------|------|
| 町長 | 細川義雄 |
| 副町長 | 坪野高志 |
| 副町長 | 綱木常一 |
| 総務課長 | 藤澤仁 |
| 富来支所長 | 二見博 |
| 企画財政課長 | 木坂孫信 |
| 監理課長 | 藤田好博 |
| 税務課長 | 柴田一廣 |

住 民 課 長	田 村 実
子育て支援課長	宮 本 俊 一
健康福祉課長	笹 川 門 治
生活安全課長	西 清 一
商工観光課長	富 樫 一 就
農林水産課長	横 川 外 治
建 設 課 長	山 崎 脩 平
上下水道課長	山 本 政 直
富来病院事務長	古 川 吉 亮
会 計 管 理 者	金 谷 昭 一
教 育 長	青 山 源 隆
学校教育課長	向 畠 登
生涯学習課長	中 田 政 光

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新 木 利 夫
書 記	西 清 孝
書 記	池 端 久 幸

(議事日程)

- 日程第1 町長提出 議案第64号ないし第78号並びに認定第1号ないし第11号・町政一般
(質疑、質問)
- 日程第2 町長提出 議案第64号ないし第78号
(委員会付託)
- 日程第3 決算特別委員会の設置及び委員の選任並びに町長提出認定第1号ないし第11号(委員会付託)

(開 議)

林 一夫議長 ただ今から本日の会議を開きます。
議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 町長提出 議案第64号ないし第78号並びに認定第1号ないし第11号・町政一般

(質疑、質問)

林 一夫議長 続いて、町長から提出のありました、議案第64号ないし第78号並びに認定第1号ないし第11号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を許します。

7番 寺岡 真貴子 君。

寺岡 真貴子議員 はい。

おはようございます。

震災からやがて半年が経過しようとしています。復旧の道筋も一つずつ段取りが付き、秋祭りそして稲刈りのシーズンを迎え、ようやく地域に活気が戻ってきたような感も受けつつあります。とは言え、家や蔵の取り壊しが相次ぐことを目の当たりにしたり、商業観光業の落ち込み、等々を考え合わせると、復興・地域振興への道のりの険しさを感じずにはいられません。

いよいよ復旧から復興へ向けて、震災以前からの課題であった、いかに地域の活力を高め、魅力有る地域づくりを進めることができるのか、大きな岐路に立っていると考えます。復旧・ハード整備はもちろんのこと、中長期的視野にたった積極的なソフト事業展開も、厳しい財政状況の中ながら選択と集中によって取り組んでいかねばならないと考えるものであります。

さて、先の通告に従い、以下、大きくは2点について、お伺いいたします。まずは、耐震改修についてお伺いいたします。

7月の中越沖地震の発生により一度大震災が起こった場所は、しばらくは安心だろうという考えが、単なる思い込みに過ぎないのだと、改めて認識させられることとなりました。今はまだ、復旧・復興に精一杯ではありますが、やはり、先を見据え、防災に強い町づくりを徹底的に推進していかなければならないことは自明のことです。

ところで、近年大型地震が相次ぐ中で、平成18年1月に耐震改修促進

法が改正されました。過去の震災を見ても、また、能登半島地震においても、昭和53年までの旧の耐震指針に基づく木造建物の被害が顕著であると指摘されております。耐震化の推進は、急務であるといって過言ではないのではないのでしょうか。

もちろん、個人の財産でありますから、住宅・建築物の所有者が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠であります。行政側も地域全体の防災対策として捉え、こうした取り組みに対し積極的に支援いただきたいと考えるものであります。

耐震改修は、耐震診断・設計・改修工事の3段階を経るわけですが、耐震診断については、すでに県制度が整っており、46,000円を上限に経費半額補助を行っております。

耐震補強工事については、県制度では、平成19年度以降、新たに「耐震改修促進計画」を策定した市町において、県と市町が合わせて耐震改修費の補助を行うこととしており、県内で先行して耐震補強工事に対する補助制度を設けている金沢市では、耐震診断に対する補助が2分の1以内で限度額6万円、耐震設計に対する補助も2分の1以内で、限度額14万円、また耐震改修工事に対しては4分の1以内で限度額30万円、さらには、特別消防対策区域を設け、当該地域では補助内容をさらに充実させております。

能美市・白山市・小松市では、耐震診断に3分の2以内限度額8万円、耐震改修工事に対し、3分の2以内限度額60万円としております。その他、羽咋市でも制度を設けております。

当町では耐震改修促進計画は未整備の状態ですが、計画策定の予定はあるのかどうか、またあるならば、いつごろその計画ができるのか、お知らせいただきたいと思っております。そして当町においても、補助制度を設け、耐震化を促進すべきだと考えるものでありますが、町長のお考えをお聞かせください。

また、耐震改修促進法では、耐震化の目標を設定することになっております。耐震化が必要な53年以前の住宅建物の状況はどのように把握しておるのか、具体的にお示しください。

今回の提案議案の中で、土田小の耐震化工事が上がっております。個別の議案に関してはそれぞれの議案審議に譲ることとしますが、町内公共施設並びに緊急の避難所に指定されている施設で、現行の耐震基準を満たない施設があるのかどうか、詳細をお答えください。

また、民間所有の建物であっても、人が集まる施設、病院・福祉施設、大型商業施設、宿泊施設等は耐震化の状況を把握し、適切に指導・助言すべきだと考えますが、現状と町長のお考えをお聞かせください。

いずれにいたしましても、18年度の税制改正に伴い、耐震改修促進税制も創設されました。工事費10%相当額を所得税額から控除、また固定資産税を一定期間2分の1減額、こういった制度があることを広報、PRすることも含め、国、県、町の一体的取り組みを呼び水として、地域の安全性をより強固に確保するよう取り組んでいただきたいものと考えます。

次に空き家の対策についてお伺いいたします。

空き家の対策については、私自身、合併前平成16年の旧富来町3月議会で質問いたしておりますし、また合併後、17年10月議会において橘議員により質問がありました。それぞれの質問に対する答弁はいずれも、今後調査並びに検討を進めたいとの主旨でありました。

能登半島地震において、普段手付かずにある空き家の被害は少なくなかったのが事実であります。当町に限らず、「空き家が空き地になったケースもままあった」というようなことも伺っております。

一方で、輪島市地域づくりNPOは、被災者の一時宿泊所とするために、空き家をリストアップし、避難中の被災者に情報提供をし、マッチングを図る取組がありました。

こうした事柄を勘案しても、空き家というものは、放って置けば、防災・防犯面等で不安の種になりかねないものでありますが、視点を変えれば、やはり、地域に埋もれた資源・財産であります。空き家の実態をきっちり把握し、二次利用可能なデータベース化するべきではないかと考えます。町長の考えをお聞かせください。

また、震災を受け、特に修復の進まない空き家に関しては、これからの季節、台風の被害等による二次被害も懸念されます。近隣家屋、住民に二

次被害が及ばぬよう、指導する等、個別の対応・対策が必要ではないでしょうか、町長の考えをお聞かせください。

石川県では、古民家再生活用プロジェクトを実施し、ホームページにて、県内各地の空き家情報を提供しております。

現段階で、県内19市町村のうち、7市町村がホームページにて情報の提供、もしくは提供の準備があり、特に、県では、奥能登地域から集中的に取り組んだようであります。中には、すでに売買・賃貸の契約まで進んだケースもあるようであります。

これからいよいよ地域間競争が激化するであろう中で、本町の取組みは遅きに失してはいないでしょうか。特に、前回答弁では、調査検討を進める旨の発言があったわけでありまして、いよいよ実質的取組みに移るべき段階にきているのではないのでしょうか。

この際、町内の各地区組織や、民生委員・消防団など、地域の協力を得ながら情報を集め、空き家や災害要援護者の地図、リストを全地域で一体的に整備してはいかがでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

林 一夫議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

7番 寺岡議員さんのご質問にお答えをいたします。まず、1点目の耐震改修促進についてのご質問であります。

最初に耐震改修促進計画についてお答えをしたいと思います。

阪神・淡路大震災で多くの犠牲者が出ましたが、この90%が建物の倒壊によるものであります。国は、これを教訓にしまして「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を改正いたしまして、各県に対して「耐震改修促進計画」の作成を義務づけたところであります。

石川県でも平成19年6月にこの計画を策定しておりまして、町といたしましても、今年度、国・県の補助を頂いて、「志賀町建築物耐震改修促進計画」を策定することとなりまして、本議会に補正予算を計上させていただいているところであります。予算成立後に、直ちに計画書策定の業務を始めまして、年度内に計画をまとめたいとこのように考えております。

次いで、この設計・工事に対する補助制度についてありますが、「志賀町建築物耐震改修促進計画」を策定することによって、建物所有者は国・県・町による耐震化促進の支援を受けることが可能となります。当制度の活用によって安全で安心に暮らせる居住空間を整備し「地震に強い住まいとまちづくり」を積極的に推進したいとこのように考えております。

また、56年以前の木造建築物についても、「志賀町建築物耐震改修促進計画」を策定する中で、状況等を含めた調査をすることとしておりますので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

次いで、公共施設、避難指定施設及び民間施設の耐震化の状況ですが、平成12年の建築基準法の改正及び平成18年の耐震改修促進法の改正によって、建築物の耐震指針が改めて示されたところであります。

町では、公共施設、民間施設を問わず多くの人が集まる施設等の安全確保のために「志賀町建築物耐震改修促進計画」策定時に、その施設の用途や規模など詳細に調査をいたしまして、今後の耐震診断等に活用できる資料収集を実施するというにしております。耐震化及び耐震診断の実施については、計画的且つ実践的に実施していく必要があると考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次いで、2点目の空き家対策についてであります。

まず、空き家の実態調査であります。合併前の平成12年に旧富来町では、農林水産課によって「新規就農による農地・空き家調査」を行って、平成16年には、防犯、防災、衛生上の観点から区長を介して空き家調査を行っておりますが、売買や賃貸については、非常に消極的な意見が多くて、また、トイレの水洗化がなされていない住宅がほとんどであるということでありまして、二次利用者にとっても躊躇せざるを得ないというのが現状であります。

空き家のデータベース化を行うには、二次利用者のニーズに応じた情報を把握する必要がありますが、空き家であっても個人の財産でありますし、また個人情報やプライバシー保護の観点から、町といえども勝手に敷地内や建物に入り込んで調査するわけにもまいりませんし、勝手に空き家台帳などへの登録といったこともできません。

個人の財産は、個人の責任において管理することが原則でありますことから、全数把握は困難でありますけれども、所有者の希望によって登録する、また、あるいは所有者にお願いして登録していただくという方法は可能と思いますので、先進事例等を参考にしながら、今後検討して参りたいとこのように思っております。

次いで空き家に係る二次災害対策についてであります。

今回の能登半島地震において「隣の空き家が倒壊しそうだ」と住民の方から数件の相談が寄せられておりますが、建築物のいわゆる管理責任は所有者にありまして、行政が独自の判断で解体等を行うということは、法令に抵触するということになるわけでありまして、しかしながら、その事実を放置するというわけにもいかないことから、その建物の所有者に連絡をとりまして、家屋の状況を説明して、解体する場合の行政からの支援内容について説明をさせていただいているところであります。

そうした中で、建物の所有者が経済的理由や相続が何世代にも及んで遠縁の方が所有しておると、また管理しておるというケースもあるわけでありまして、区長さんなどや地域の方と協議をしながら対応しているところであります。

次いで、古民家再生活用プロジェクトの参画についてであります。先ほどの耐震改修促進の答弁の中にもございましたように「志賀町建築物耐震改修促進計画」策定時に、現地調査等を行って、該当家屋があれば、志賀町古民家再生ホームページを立ち上げて、Uターン、そしてまたIターンの希望者等に対して広く情報公開をして、希望者の便宜を図ってまいりたい、このように考えております。ご指摘のように、他町に遅れを取らないように積極的に進めてまいりたいと、このように思っております。

最後に、地域の協力による空き家及び要援護者地図、リストの作成についてであります。空き家については、先ほどの答弁のように地域の協力と所有者の了解を得たうえで作成に努めていきたいと考えておりまして、要援護者の地図、リストについては、社会福祉協議会で「地域見守りマップ」が整備されておりまして、災害時等は、この情報を大いに活用して、迅速に対応していきたい、このように考えておりますので、よろしくお願い

したいと思います。以上で終わります。

林 一夫義議長 7番。寺岡 真貴子君。

寺岡 真貴子議員 はい。

再質問をいたします。

今ほどの耐震改修についてでありますけれども、今年度内に計画策定の予定であるということで伺いました。今年度の計画策定を待つまでも無くですね、先ほど申し上げましたとおり、固定資産税、所得税減額といった制度でありますとか、県制度でありますとか、そういったものをホームページに公開するだけであっても、住民の皆さんにとっては、有用な情報であろうかと思えます。

住民の皆さんにとっては、国・県・町といったようなそういった縦割りのことは関係ございません。あくまで住民に一番近い行政として、いかに住民の皆さんに対して貴重な情報を発信していくか、こうした観点に立ってですね、しっかりと今できることから、着実に進めていただきたいと考えております。

また、例えばですね、これと同じようなことですが、少し話しがそれですけれども、地震関係で復興対策ということになりますと、石川県産業創出機構、石構のほうで50万円の事業者に対する新規販売促進経費といったような補助制度もありました。こういったことも、国や県や外郭団体の補助ではありますけれども、住民の皆さんにとっては大変貴重な情報であります。こういった情報をきっちりと住民の皆さんに適切な時期に流していただく、こういった取り組みには、ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいと願うものであります。

それとですね、空き家対策のほうについてであります。耐震改修の促進計画が立ち上がった段階で実施調査すると、町内の空き家についても同時に調査するというので、それに基づいて古民家再生のホームページも立ち上げたいとの答弁でありましたけれども、これは3月にはホームページが立ち上がるものと、お約束いただいたと思っておりますので、ぜひとも年度内にはそのホームページを立ち上げるように取り組んでいただきたいと再度お願い申し上げまして再質問を終わります。

林 一夫議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい。

再質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、年度内に耐震促進計画については、年度内に策定いたす予定ではありますが、その前にもですね、おっしゃったように、情報発信については、その都度取り組んでいきたいなとこのように思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、このホームページについてもですね、念を押されたように間違いなく、年度内に計画まとめたいと思ひますのでお願ひしたいと思ひます。

林 一夫議長 5番、越後 敏明 君。

越後 敏明議員 はい、議長。

町経済の活性化について、2点お尋ねをいたします。

昨年12月、町発注工事の談合によりまして、11の建設業者が15カ月の指名停止処分を受けております。

そもそも談合は町民の血税ともいふべき税金を投入する事業に対する違法行為であり、全くもって言語道断と言わざるを得ません。しかしながら、国において、中央と地方の格差が顕著な今日、15カ月に及ぶ長期の指名停止処分は町の活性化にマイナスの追い討ちをかけるものと思ひます。

この指名停止処分により、多大な被害を被った能登半島地震の災害復旧工事や予定していた整備事業が遅れ、安全な住民生活に支障をきたしているとも聞いております。

指名停止処分を受けた業者には、約130名の従業員とご家族がおり、長期の指名停止処分は業者の死活問題として重くのしかかっております。

これまでには、町商工会より指名停止処分期間短縮の陳情が出されてもおりますし、業者には社会的制裁も十分に課されて猛省しております。

住民福祉の向上した活力あるまちづくりを目指す行政といたしまして、指名停止処分の期間短縮など、何か救済策が必要かと思ひますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

次に、地域振興の核と期待し誘致しました志賀原子力発電所、能登中核工業団地とともに、まちづくりの礎として今日にいたっております。

臨界事故隠ぺいは発電所建設計画の発表以来、40年間に渡り培われてきた町民の信頼を裏切るもので、物心両面に深い傷を残しました。「信なくんば立たず」との言葉を改めて思い知らされます。

原子力発電所全面停止中の今日、町財政面にあるいは施策事業にどのような影響が出ていますか。

次いで、有識者による再発防止検証委員会が行われておりますが、その様子はどういったものでしょうか。また、安全、安心な原発に向け検証委員会の声などを含めて、北陸電力への申し入れは万全であるのか。

そして、再発防止行動計画の評価は町として充分満足できるものですか。

町経済活性化の観点からは、原子力発電運転再開は拙速であってはならないが、かといってただやみくもに日数だけが経過すれば良いというものではありませんが、運転再開への判断はどのようなものなのかを伺いまして私の質問を終わります。

林 一夫議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

5番、越後議員さんのご質問にお答えしたいと思います。まず、経済活性化について、2点ばかり質問を頂戴いたしました。

まず、1点目の指名停止問題についてであります。ご承知のとおり大笹地内の農業集落排水事業の入札において談合が行われたとして、逮捕、起訴された町内の11業者を15カ月間、町発注工事への指名停止にしているところであります。これは、入札談合に係る違法行為についての町のペナルティとしては、最も重いものでありまして、町としては「談合」という事の重大性を勘案して取った措置であります。

確かに、指名停止を受けた業者の従業員の方々には、大変ご苦労をおかけしているとは思いますが、それを以って直ちに指名停止の期間を短縮することはできないものと考えております。

ただ、能登半島地震による工事件数の大幅な増や、地方にとっては未だに低迷する雇用・景気問題、そしてまた、これらの業者はすでに大きな社会的制裁を受けていることなどもありまして、町としては、いろいろ諸事勘案しながら検討して参りたい、このように思っておりますのでよろしく

お願いしたいと思います。

次いで、2点目の原子力発電所の運転再開、再発防止行動計画、そして財政への影響についてお答えをしたいと思います。

志賀原子力発電所については、北陸電力が平成11年6月の臨界事故等に伴う再発防止対策の28項目の具体的な行動計画を策定しまして、鋭意実施しているところであります。私も委員として参加しております「再発防止対策検証委員会」においても、中立的な立場の委員の方々が、再発防止対策について活発に議論を行って、一般市民の視点でいわゆる「隠さない企業風土づくり」と、そしてまた、「安全文化の構築」について厳正に評価・検証されまして、9月3日には「再発防止策は十分に有効」との中間報告を公表しているところであります。いずれにしましても、再発防止対策を着実に実施、定着させることが町民の安心感の醸成につながるものこのように考えております。

北陸電力では、現在1、2号機とも総点検を行って、通常よりも期間を延長した特別な保安検査の第1回を6月に行いまして、取り組み状況が妥当であるとの評価もされております。現在、2回目の特別な保安検査が行われており、いずれ国の方から評価、報告がなされるものと、このように思っております。

今年3月に起きました能登半島地震に対する耐震安全性については、国も確認されたところでありますが、新潟県中越地震における柏崎・刈羽原子力発電所のトラブルに対する対策状況等についても説明するよう求めているところであります。

北陸電力から運転再開についての申し入れが無い今の段階での判断は差し控えたいと思いますが、今後、国及び県の評価、意見を参考にして、議会の皆様とも協議しながら町民の安全・安心を第一に考えて対応していきたいとこのように思っております。

次に、原子力発電所の運転停止による今年度財政の影響についてですが、税収の面で見ますと、法人町民税への影響が考えられます。法人町民税は前年決算により算出されるため、今年度については、前年度と変わりはありませんが、来年度はその影響を受けることが予想されます。

北陸電力では、現在、火力、水力そういった両方の発電所によって発電を続けておりますけれども、発電量では大きなウェイトを占めております志賀原子力発電所の停止が、北陸電力全体の利益に影響することは予想がつくところでありまして、額の予測はできませんが、法人町民税の減収は避けられない、このように考えております。

以上であります。

林 一夫議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結いたします。

日程第2 . 町長退出 議案第64号ないし第78号 委員会付託

(委員会付託)

林 一夫議長 次に、町長提出 議案第64号ないし第78号を、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第3 . 決算特別委員会の設置及び委員の選任並びに町長提出

認定第1号ないし第11号 (委員会付託)

林 一夫議長 続いて、決算特別委員会の設置の件を議題といたします。お諮りいたします。町長提出 認定第1号ないし第11号、平成18年度一般会計ほか10会計の決算につきましては、9名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これを付託のうえ、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

ただいま設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、ただ今から配布します名簿の議員を指名いたしたいと思っております。

(名簿配布)

林 一夫議長 お諮りいたします。ただ今配布いたしました名簿のとおり、
南 政夫 君、橘 照茂 君、須磨 隆正 君、越後 敏明 君、
田中 正文 君、富澤 軒康 君、戸坂 忠寸計 君、小田 芳治 君、

山本 辰栄 君をそれぞれ指名いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。よって、本特別委員会の委員は、以上のとおり選任することに決定しました。

(休 憩)

林 一夫議長 ここで、暫時休憩いたします。

(午前10時37分 休憩)

(再 開)

(午前10時45分 再開)

(出席議員 18名)

林 一夫議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、決算特別委員会で、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので、この際、ご報告いたします。

決算特別委員長 小田 芳治 君、

同副委員長 富澤 軒康 君、

以上のとおり選任された旨、報告がありました。

(休 会)

林 一夫議長 次に、休会の件について、お諮りをいたします。委員会審査等のため、明8日から13日までの6日間は、休会といたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

よって、明8日から13日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、9月14日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(午前 10時46分 散会)
